

公募型プロポーザル方式による提案書募集の実施

佐野市防犯協会 LED 防犯灯更新事業について、公募型プロポーザル方式による提案書を次のとおり募集するので公告します。

令和 6 年 1 1 月 2 1 日

佐野市防犯協会
会長 金子 裕

1 事業概要

(1) 事業名 佐野市防犯協会 LED 防犯灯更新事業

(2) 事業内容

佐野市防犯協会で運用している LED 防犯灯について、耐用年数を迎えることから、新たなリース契約を締結し、灯具の取替工事を実施する。また、契約期間中の故障等については、速やかに修繕を行い、適正な防犯灯運用を行う。詳細は、別紙「佐野市防犯協会 LED 防犯灯更新事業提案募集要項」に記載のとおりである。

(3) 履行期間

契約締結日から令和 1 7 年 1 月 3 1 日

2 提案限度額

(1) 提案限度価格

提案者は、以下に示す金額の範囲で事業内容を提案することとする。

なお、下記提案限度額を超えた金額で提案した場合は、その提案書を無効とし、本プロポーザルへの参加資格を失うこととする。

総額 200,000,000 円

(消費税及び地方消費税相当額を含む。(以下、「税込み」という。))

※但し、上記総額は契約時の予定額を示すものではない。また、本事業に係る提案は、この提案限度額の金額を超えてはならない。

(2) 最低制限価格 無

3 応募条件

(1) 応募者

- ① 応募者は、LED 防犯灯更新事業を行う能力を有する単独企業又は複数の企業で構成されたグループで応募することとする。
- ② グループで応募する場合は、事業役割を担う代表者を1者選定し、その代表者が協会事務局との連絡窓口となり、契約等諸手続きを行い、業務遂行の責を負うものとする。なお、その代表者は、リース会社とする。
- ③ 参加表明時には、応募者の構成員全てを明らかにし、各々の担当役割を明確にする。
- ④ 応募者は、応募を含むそれ以降の本事業提案に係る諸手続及び本事業契約に係る諸手続きを行うこととする。

(2) 応募者の役割

- ① 応募者は、次の役割の全てを担い、グループの場合は各構成員が以下の役割を分担することとする。
 - ㊦ 事業役割：協会との契約等諸手続きを行い事業遂行の責を負う。
 - ㊧ その他役割：メンテナンス等のサービスを提供する。
- ② 事業役割を担う応募者が複数の企業で構成される場合は、企業間の事業役割に関する別途合意書（様式任意）を協会に提出すること。なお、その合意書には、事業役割の構成企業全体が、協会に対し連帯責任を負う旨（但し、メンテナンス等のサービスの提供（8.（1）③のリース契約以外の防犯灯の管理・運用、同（2）②の修繕を含む。）はリース会社以外で連帯責任を負う旨）を示す条項を含むこととする。

(3) 応募者の資格

提案書提出者は、次の要件をすべて満たす者とする。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者（未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。
- ② 本事業の公告日から提案書提出期限までの間に、国、県、市等に

において指名停止の措置を受けている者でないこと。

- ③ 本募集要項の配布の日から提案書提出日までの期間に、建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項若しくは第5項の規定による営業停止の処分を受けている者でないこと。
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第3条または第4条の規定に基づき、都道府県公安委員会が指定した暴力団員等の構成員と関係を有すると認められるものに該当しないこと、並びに佐野市暴力団排除条例に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- ⑤ 破産法（平成16年法律第75号）第18条の規定による破産手続きの申立てをしていないこと。
- ⑥ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により更生手続開始の申立てがなされていないこと。または民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により再生手続開始の申立てがなされていないこと。但し、会社更生法の規定による更生計画又は民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を除く。
- ⑦ 施工業者は、佐野市内に本店を有する企業であること。
- ⑧ 国税及び地方税の滞納がない者。

4 提出書類、契約方法、リース料の支払い等

(1) 提出書類

プロポーザル参加表明書、提案書を7(1)～(5)で示す提出期限までに提出すること。なお、提出書類の詳細は、別紙「佐野市防犯協会LED防犯灯更新事業提案募集要項」に記載のとおりとする。

(2) 契約方法

本事業は、公募型のプロポーザル方式により契約候補者を選定し、その後詳細協議を実施しメンテナンス付きリース契約を締結することとする。

(3) リース料の支払い等

① 価格

協会の事業者へのリース料支払いは、200,000千円（消費税

込み)を限度にリース開始後10年間で支払うものとし、各年度の支払い回数時期等の詳細については、契約候補者と協議のうえ、「リース契約書」で定める。

②リース料支払期間

契約候補者が本事業で提案する契約期間(ただし、最大10年)とする。

③支払方法

㊦ 本事業契約期間の各年度にわたる均等払いとし、支払回数時期については、協会と契約候補者との協議によるものとする。

㊧ 受注者は、以下に示す条件に基づき適正にリース料を算定して、指定された期日までに協会に請求するものとする。

④リース料に係る債権の取扱い

リース料に係る債権は、譲渡又は担保にすることができない。

5 提案書を特定するための評価基準

以下、(1)～(7)の評価項目についてそれぞれ評価する。

- (1) 提案する器具の性能
- (2) 防犯灯運用支援に関する考え方と実施体制
- (3) 施工計画
- (4) 維持管理の考え方
- (5) 経費・価格・見積
- (6) 管理台帳
- (7) 総合

なお、審査内容、評価の視点、配点等は、別紙「佐野市防犯協会LED防犯灯更新事業提案募集要項」6(1)⑥に記載のとおりとする。

6 プロポーザルのスケジュール

	内 容	期 日
①	公告及びホームページでの公開	令和6年11月21日
②	募集要項の配布	令和6年11月21日 ～令和6年12月2日
③	応募書類に関する質問の受付	令和6年11月21日 ～令和6年12月2日
④	応募書類に関する質問の回答	令和6年12月4日
⑤	参加表明書類及び資格確認書類の提出期限	令和6年12月6日
⑥	参加資格確認結果及び提案要請の通知（有資格者審査）	令和6年12月19日
⑦	提案書の提出期限	令和6年12月27日
⑧	プレゼンテーション及び選定結果通知	令和6年1月上旬
⑨	詳細協議、事業計画書作成	令和6年1月下旬
⑩	事業契約の締結	令和6年1月下旬
⑪	設計、工事（切り替え）期間	令和7年2月1日 ～令和7年7月31日
⑫	リース開始日	令和7年8月1日

7 本事業提案募集の手続き

（1） 募集要項等の公表方法及び公表期間

- ① 公表方法 応募者は、募集要項及び仕様書等を佐野市ホームページからダウンロードすること。
- ② 公表期間 令和6年11月21日（木）から令和6年12月2日（月）まで

（2） 募集要項に関する質問の受付期間、受付場所及び受付方法

- ① 受付期間 令和6年11月21日（木）から令和6年12月2日（月）午後5時まで（必着）
- ② 受付場所 7（7）担当事務局に同じ。

- ③ 受付方法 電子メール：kiki@city.sano.lg.jp
- (3) プロポーザル参加表明書の受付期間、受付場所及び受付方法
- ① 受付期間 令和6年11月21日（木）から令和6年12月6日（金）午後5時まで
- ② 受付場所 7（7）担当事務局に同じ。
- ③ 受付方法 持参または郵送（配達確認ができるもので提出期限までに必着のこと）
- (4) 提案要請の通知
- 発出予定日 令和6年12月19日（木）
- (5) 提案書の提出
- ① 受付期間 令和6年12月19日（木）から令和6年12月27日（金）午後5時まで
- ② 受付場所 7（7）担当事務局に同じ。
- ③ 受付方法 持参又は郵送（配達確認ができるもので提出期限までに必着のこと）
- (6) プレゼンテーション審査の日時、場所及び審査方法
- ① 日 時 令和6年1月上旬（予定）
- ② 場 所 別途応募者に通知
- ③ 審査方法 別途応募者に通知
- (7) 担当事務局
- 〒327-8501 佐野市高砂町1番地
佐野市防犯協会事務局（佐野市危機管理課防犯係内）
電話 0283-20-3056 FAX0283-22-9104
E-mail:kiki@city.sano.lg.jp